別表七㈠付表一の表中

特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額 （別表七(一)付表一「9」）	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 （別表七(一)付表一「10」）

を

特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額 （別表七(一)付表一「9」）	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額 （別表七(一)付表一「10」）

に、

譲渡等特定事由による損失の額の合計額	譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額

を

譲渡等による損失の額の合計額	譲渡等による利益の額の合計額

に改め、同表の記載要領第１号中「が令」の次に「第112条第５項第１号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）(同条第11項において準用する場合を含む。)に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。)に規定する場合に該当する場合、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（第５号において「令和２年旧令」という。)」を加え、同様に号中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同様に四号中「並びに法」を「(同条第12項又は第13項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）並びに法第57条第４項から第６項まで、第８項若しくは第９項、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。)第３条の規定による改正前の法人税法」に、「又は第９項」を「若しくは第９項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は令和２年改正法附則第20条第４項（欠損金の繰越しに関する経過措置)」に、「同条第３項」を「法第57条第３項」に改め、同様五号中「「譲渡等特定事由による損失の額の合計額　⑻」及び「譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額　⑼」」を「「譲渡等による損失の額の合計額　⑻」及び「譲渡等による利益の額の合計額　⑼」」に、「(令第123条の８第３項第１号」を「(令第123条の８第２項第１号」に、「）又は」を「）について令第123条の８第４項各号に掲げる事由（同条第５項に規定する除外特定事由を除く。)が生じた場合における当該各号に定める金額（その生じた事業年度の損金の額に算入されないものを除く。)の合計額及び当該資産について同条第６項各号に掲げる事由（同条第７項に規定する除外特定事由を除く。)が生じた場合における当該各号に定める金額（その生じた事業年度の益金の額に算入されないものを除く。)の合計額又は当該資産若しくは」に、「生じた令」を「生じた令和２年旧令」に、「当該資産の譲渡又は」を「これらの資産の譲渡若しくは」に、「に記載した金額の」を「の金額の計算に関する」に改め、同様七号中「以後の事業年度」を削る。

別表七㈠付表二の記載要領第11号中「なつた金額」の次に「(法第80条第13項の規定の適用がある場合には、同項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの)」を加え、同様四号中「青色申告書を提出した事業年度の」を削る。

別表七㈠付表四の記載要領第11号②中「なつた金額」の次に「(法第80条第13項の規定の適用がある場合には、同項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの)」を加える。

別表七㈢の表中

所得金額差引計 (別表四「39の①」)－(7)

を

所得金額差引計 (別表四「44の①」)－(7)

に、

調整前の欠損金の翌期繰越額 (別表七(一)「3」－「4」)	欠損金額からないものと〔当該発生事業年度の⒀と該発生事業年度前の⒁のうち少ない金額

15
円

15
内　円
内